| 山 崎 諸員 | | をすることにした。 | 童の負担を考えて先行実施 | がなく教科になるので、児・ | 年生は、英語に親しむ活動 # | かし、平成32年度の5・6 | 学ぶようになっている。し | んでから、中学校で英語を | 国語活動で英語に十分親し | 現在は小学校高学年の外 | 藤岡教育長 | | うが、その理由は。 | 年度から先行実施するとい | 英語が教科になる。町は30・ | 平成32年度から小学校で り | 山間の見る | 立可とい | | | | | | | | | 子ともや先生への負担戦洞は | | 平戊 | |
|---|--------------------------------------|--------------|--------------|---------------|----------------|---------------|--------------|--------------|--------------|----------------|--------------|---------------|---------------|--------------|----------------|----------------|--------------|----------------|--------------|--------------|----------------|---------------|---------------|--------------|--------------|---------------|----------------|--------------|---------------|--------------|
| | 答している。 | の英語力に自信がないと回 | 調査でも6割の先生が自分 | ない。全国的なアンケート | 英語教員免許を取得してい | ほとんどの小学校教員は | 山﨑議員 | | る。 | るよう研修会で話をしてい | 体的に取り組んでいただけ | 授業中の発音・発声など主 | ALTに教材準備や添削、 | 先生の負担については、 | も参考に検討している。 | 施している学校の情報など | は、先進的に英語教育を実 | 授業時間の確保について | 藤岡教育長 | | 担が増えるのではないか。 | ている。子どもや先生に負 | 帯時間(※)の活用で対応し | 休みの短縮や土曜日復活、 | 増える。他の自治体では夏 | | 「担車」洞は | | リ 真 吾 敦 斗 ヒ | |
| 用基準を所得水準て明らカ | 月巻堂 に手く雪が月っ 。 県移管にあたり、減免の適 | 5 | 山﨑議員 | | 基準を明確に | 滞納処分執行停止の | 国民健康保険税の減免や | | | | | | | | | | | 並ぶことから、こう呼ばれる。 | の時間割で細い帯のように | の時間を活用すること。週 | る前などに、10~15分程度 | (※)登校後1時間目が始ま | もらいたいと考える。 | 上についても議論を深めて | をフルに活用し、指導力向 | エリア実践研究指定事業」 | している「外国語教育コア・ | みは必要である。現在実施 | 担任の語学力を補う仕組 | 藤岡教育長 |
| 哥私ででたか。 「「「」」 「「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 | | れるものではなく、滞 | 執行停止は一律的に判断 | 中嶋町民課長 | | ではないか。 | 場合は、執行停止にすべき | 町もこの基準に該当する | 明らかにした。 | 14万5千円)」であることを | 万円(例えば、2人世帯で | 一にする親族1人につき4. | 本人につき10万円、生計を | 準は「1か月当たり納税者 | 国税庁は、その金額的な基 | することができる」とある。 | があるときは、執行を停止 | を著しく窮迫させるおそれ | 分の執行によってその生活 | 国税徴収法には「滞納処 | 山﨑議員 | | S° | 準が示されると考えられ | 度以降、県から統一的な基 | る。このことから平成30年 | 減免基準の統一の項目があ | た県の運営方針には保険税 | 平成29年11月に策定され | 中嶋町民課長 |
| 参加したい | されたのち、議論があれは | .) | することになる。 | れまで通り、医療費へ充当 | 町は行っていないので、こ | 定外繰り入れしているが、 | ティー分を一般会計から法 | 一部の市町村ではペナル | 中嶋町民課長 | | 等割の軽減に使えないか。 | る。18歳未満の子どもの均 | 策に活用せよと言ってい | ことになる。国は少子化対 | より町では25万円が増える | 国のペナルティー減額に | 山﨑議員 | | 対策に | ティー廃止分を少子化 | 医療費無償化のペナル | | える。 | 適用するものではないと考 | ものであって、執行停止に | し押さえ禁止範囲を定めた | 議員の言う14万500円は差 | に限定される。 | 込めないと判断される場合 | 把握により資力の回復が見 |

- 15 -

-般質問と答弁 -